

整備計画策定後のフォローアップについて

整備計画策定後のフォローアップ

河川整備計画策定



河川整備計画に基づく事業の再評価

事業評価監視委員会にて実施予定

* 公共事業の評価を行うため、中部地方整備局長の
委嘱に基づき学識経験者等の第三者から構成されています

- ※1 本流域委員会は、河川整備計画の策定をもって終了とする。
- ※2 河川整備計画は、社会経済、自然環境、河道等の状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行う。